

## 特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積(ha)			申出基準日	備考	図面 番号			
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地							
			既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域						
国松町13	国松地内	0.17	-	0.17	国松土地区画整理事業の仮換地指定による 特定生産緑地の指定の変更 仮換地指定日:令和6年9月24日		1			
仁和寺本町三丁目2	仁和寺本町三丁目地内	0.19	0.16	0.03	令和 9年12月15日		2			
対馬江東町3	対馬江東町地内	0.09	-	0.09	令和10年12月10日		3			
中神田町10	中神田町地内	0.09	-	0.09	令和 7年12月22日		4			

「区域は指定図表示のとおり」